

陳述書

氏名 盛本

1. はじめに

私は、不同意わいせつ致傷の疑いで逮捕され、約4か月間勾留されました。従来の職業裁判官のみの合議制の裁判ではなく、市井の人の民意が反映される裁判員裁判の結果、一審では無罪の判決を受けました。私が無罪判決を受けるまでの過程で、今の日本の刑事司法がいかに人権を無視したシステムであるかを、身をもって体験しました。

この体験を通して、私が伝えなかったことはただ一つ。

人質司法の現状を知ってほしいということです。

無実の人間が司法の手続きにいかにも無力で、どれほど心身に負担を強いられ、生活を壊されてしまうのか。

この現実を多くの人に知ってもらい、少しでも早く改善されることを切に願っています。そこで、私は自身の体験を通じて、現在の日本の刑事司法の問題を提起させていただきます。

2. 逮捕前の生活

私は、不同意わいせつ致傷の疑いで逮捕される前は、派遣社員として上場企業のグループ会社へ派遣され勤務をしておりました。派遣先の職場では、社員さんの方々からもとてもかわいがっていただいていたので、社員さんだけが対象の飲み会などにも、私は声を掛けていただいていたので、参加したりしていました。仕事自体も、人間関係も、良好でした。しかし、非正規雇用の身であった為、安定した正社員雇用や更なるキャリアアップのため転職活動を進めており、その年の9月には正社員として都内のIT企業に内定をいただき、10月から働くことが決まっていました。

私にとって、この内定はとても大きな意味を持っていました。

なぜなら、元々、私は飲食業界に従事していたのですが、コロナの影響もあり将来のことを考えた末に退職を決意し、今後も成長が見込まれるITという未経験の業界に30歳を過ぎてから挑戦したからです。ITというと専門的な知識や技術力も必要ですし、35歳定年説などがささやかれ他業種に比べてもより年齢が重視される業界です。自身よりはるかに若い人たちの中で採用を勝ち取らなければなりません。沖縄から上京し、何度も壁にぶつかりながらも努力して、ようやく実を結んだ瞬間でした。

しかし、不同意わいせつ致傷の疑いで逮捕され、勾留されたことにより、その希望は一瞬で崩れ去ってしまいました。何の前触れもなく、人生が一変してしまったのです。

3. 逮捕後の状況

逮捕されてから2日後、私は裁判所で勾留質問を受けました。当時の弁護士が私の解放を強く求めてくれました。母は沖縄から上京して私と同居し、生活を監督することを誓ってくれ、父は相手方に対するケガの被害弁償に協力することを約束してくれました。私はわいせつな意図など全くなかったことを証明したくて、捜査機関からの呼び出しに必ず出頭することを誓う誓約書も提出しました。その結果、裁判官もその事情を理解してくださり、勾留請求は却下されるはずでした。

しかし、それは叶いませんでした。

検察官が準抗告を申し立て、それが認められたことで、結局私は勾留されることになりました。釈放されるという希望を持っていた矢先、再び絶望が襲ってきた瞬間でした。もしその時、釈放されていたなら、私は内定先で働くことができていたはずです。

4. 起訴前勾留

勾留が決まってからも、取調べは続きました。

私がわいせつな意図などなかったと訴えても、警察や検察は全く耳を貸してくれませんでした。取調べの際には、「お前は嘘をついているんだろう」「わいせつな意図があったことを認めろ」「わいせつ行為の証拠の映像がある」と圧力をかけられることの繰り返しでした。心の中で何度も「私はやっ

ていない」と思いながらも、警察・検察のいうとおりに調書を作れば解放されるのではという一心で、わいせつの意図などなかったのに、それを認める調書を作ってしまった。

あの時の私の心情を振り返ると、冷静に反論することすらできないほど、精神的に追い詰められていたことがわかります。

5. 起訴後勾留

その後、私は不同意わいせつ致傷の罪で起訴されました。

正直、なぜ自分がこんな目に遭わなければならないのか、理由が全くわかりませんでした。自分がこれからどうなるのか、またいつまで勾留されるのかという不安に押し潰されそうでした。借りていたアパートや、家の荷物のことまで心配し、やってもいけない罪で刑務所に行かないといけないのかなどと様々な不安が一気に押し寄せてきて、とても恐怖を感じました。

裁判では、わいせつな意図などなかったと争うつもりでしたが、認めた方が印象がいいのではないかと、認めた方が早く外に出られるのではないかと考えてしまいました。そこで、起訴後間もない時期に、認めて反省すると話をしたいので警察の人を呼んでほしいと看守の人に頼みましたが、それはできないと言われてしまいました。

今冷静に考えれば、やってもいけないことをどう反省するのかと思います。が、身体拘束されて外界と隔絶されて不安に押しつぶされそうな当時の精神状況では、そうした当たり前のことも考えられないような精神状態にあったのです。

6. 拘置所での生活

拘置所での生活は、非常に過酷で辛いものでした。

私は独居房に入れられ、人と会話をする事すら出来ませんし、むやみに声を出すことも禁じられていました。独居房では、所定の位置で座っていなければならない、寝転んだり立ち上がったたりすることも許されません。日中は、看守の人が3分に1回くらいのペースで見回りにやってきますので、寝転んだり立ち上がったたりしていると、「座れ！」などと注意されます。食事や排泄以外で動いていいのは、「運動」の際の15分程度の時間と、週に2日の風呂の準備のときのみでした。

それ以外は、ただただ一人で黙って座って、動いたりすることも許されず、1日が終わるのを待たなければなりません。

人と会話ができれば、多少なりとも気がまぎれたかもしれませんが、それすら許されませんでしたので、正直、人間として生きているという感覚がありませんでした。

運動の時間自体は、平日毎日ありましたが、拘置所内の半野外空間のようなところに3畳程度に区切られた運動場があり、その中に一人で入れられるだけです。運動場といっても地面は汚く、筋トレやストレッチなど地面に体をつけることは出来ません。仕方なく、私はその狭い運動場の壁に沿ってランニングをして気を紛らわせていました。

ただ、当然半野外だからか、運動場の中やそこに至る通路の床は鳥の糞や羽まみれになっていて、とても不衛生でした。しかも、「運動」の時間に合わせて看守の人が、その糞まみれの通路の掃き掃除をするので、粉塵が舞い上がり、なおさら不衛生でした。

その結果、それ以前から患っていた喘息が悪化してしまい、とても苦しい思いをしました。

拘置所の独居房には、空調もありませんでした。私が勾留されていたときは冬だったので、とても寒い思いをしました。しかも、当時同じフロアに収容されている人にコロナ陽性者が出たようで、その際は、真冬にもかかわらず換気ということですと窓が開け放たれていました。私の独居房は窓の近くだったので、夜中にも冷たい風が部屋に吹き込んできて、凍えそうになっていました。

拘置所の独居房にはトイレもついています、下半身を隠せる程度の高さの衝立がある程度で、部屋が分かれているわけでもありません。当然、トイレをするところも看守の人から見えることになり、プライバシーも何もありませんでした。

布団も黴臭くて、喘息の悪化の一因にもなりました。

看守の人の中には、私より若い人でも当然のように私に対してため口で話してくる人も多く、「お前」呼ばわりをされたりしていました。

私は罪に問われるようなことはしていませんし、裁判もまだなのに、どうしてこんな扱いを受けなければならないのか、とてもつらかったです。この先の裁判の結果刑務所に行かなければならなくなるのかとか、自分がこれらどうなるのかわからず、人と相談することもできず、とにかくとても不安でした。精神的な負担からか、息苦しさも感じていました。精神安定剤をもらわないと辛いと思っていたところに、ようやく保釈が通り、外に出ることができました。

日にちや曜日の感覚もなくなり、社会から隔絶されて、本当に人間として生きている感覚が失われていました。友人や弁護人が面会に来てくれてわずかな時間でも人と会話しコミュニケーションがとれる。それがなかったら、確実に精神がおかしくなっていたと思います。あのまま保釈が通らなければ、喘息もさらにひどく悪化していたと思います。

身体拘束されるということがどういうことか、私自身今回初めて経験しましたが、拘置所での生活は、まさに、基本的な人権すらも踏みにじられていると感じました。

7. 人質司法に対して

人質司法の問題は、皆他人事だと思っています。私自身も、逮捕されるまではそう思っていました。日本の刑事司法は、様々な課題はあるにしろきちんと運用されていると思っていましたし、警察・検察もちゃんとした組織だと思っています。

しかし、実際はそうではありませんでした。

警察も検察も、自分たちのストーリーどおりに事件を進めることしか考えていなくて、真実などどうでもいいのだろうなと感じました。彼らは被疑者・被告人の人権を無視していると思います。その証拠に、東京地方検察庁

へ取調べに連れていかれたときには、取調べ以外の時間に被疑者たちが待機させられる同行室という3畳ほどの部屋があるのですが、そこには木製の堅い長椅子があり、とてもじゃないが長時間座っていられる環境ではありません。しかし、朝から夕方までの約8時間程度の中で取調べ自体は数分から数十分程度なので、それ以外の待機時間についてはお尻が痛くなっても木製の堅い椅子に静かに座っていなければならないのです。

また、食事の際にすら手錠を外してくれません。机すらないので、食事を床や椅子において這うようにして食べなければなりません。トイレも同じ部屋にあって、ちょっとした衝立のようなもので仕切られているだけなので、臭気も充満して非常に不衛生でした。周りとしゃべったり、音をたてたりするのも絶対禁止で、話し声や手錠の音がしたりすると、「おい！勝手に喋るんじゃねえよ！」や「てめえうるせえんだよ！！」などとヤクザとしか思えないようなものすごい剣幕で、職員が怒鳴るのです。

このように、身体拘束されているときには、特に捜査機関からは全く人間扱いされず、心を折るような体制が当たり前に行われていたのです。

裁判所も、身体拘束について本当にきちんと考えてくれているのか、正直かなり疑問です。

起訴前に検察官の勾留請求が却下されたのに、その決定がひっくり返って勾留されることになったのはなぜなのか、第一次保釈請求が認められず、第二次保釈請求は認められましたが、その違いは何だったのか、そもそもどうして第一次保釈請求の段階で保釈が許可されなかったのか、全くわかりません。裁判所がどのように判断してそういう結果になったのかも、全くわかりません。私が勾留され、保釈されなかった理由も、裁判所の決定書などを見せられても全くわかりませんでした。ろくな説明もなく、先に述べたような人権を無視した環境に強制的におかれ、保釈も認められず、保釈が認められない理由も教えられないというのは、まったく異常だと思います。確かに、中には、被告人の身体拘束をしないといけない事件もあるのかもしれませんが。しかし、私も「疑わしきは罰せず」という言葉を聞いた事があります。未決の人に対して、人権を無視するような今の刑事司法のあり方は、間違っていると思います。

まだ裁判で有罪と確定したわけでない被疑者・被告人に対して、このような仕打ちは、判決前に刑罰を与えるのと何ら変わりありません。これは憲法

で定められている基本的人権の侵害にほかならず、「疑わしきは罰する」というようにしか思えません。現在の日本の刑事司法がどれほど人権を無視しているのか、そして冤罪を生み出すリスクがあるかを、私は身をもって知ることになりました。私自身、勾留中に、やってもいないのに、罪を認めてしまった方が楽なのではないかと何度も思いました。罪を認めるからと警察を呼んでもらおうともしました。冷静な判断など、できなくなるのです。「推定無罪」の原則がどれほど重要かを、私は今、強く感じています。無実の人々が司法によって傷つけられ、時には人生を狂わせられる。その現実を目の当たりにし、私は何よりもその改善を求める気持ちが強くなりました。

この問題は他人事ではありません。

人質司法の存在が、冤罪を生む原因になっているのです。

私はこの経験を通じて、一刻も早くこの制度が改善され、無実の人々が不当に苦しむことがなくなることを強く願っています。

司法が人間の尊厳を守るべきだということが、何よりも大切だと感じています。

人質司法の改善のために、私たち一人ひとりが声を上げていかなければなりません。この現実を変えるために、少しでも多くの人々が共感し、力を合わせる必要があります。冤罪の事件も含めて、人質司法に人生を大きく狂わされてしまった人はたくさんいると思います。

1日も早く、この人質司法が是正され、私たちのような人質司法の被害者がいなくなることを、切に願います。

以上